

令和元年度

事務事業評価表 A (平成30年度の実績評価)

記入年月日
平成 31 年 4 月 15 日

Table with columns for 事務事業名, 事業区分, 担当, 政策体系, 予算科目, and 法令根拠. Includes details for '都市計画法に基づく開発許可等の経由および相談に関する事務'.

(Do) 1. 事務事業の現状把握 (その1)

Table with 2 columns: ①事務事業の概要 (事務事業の全体像) and ②担当者が行う業務の内容・やり方・手順. Includes details about茨城県知事の権限に関する事務処理の特例.

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

Table with columns for ①手段, ②対象, ③意図, and various indicators (活動指標, 対象指標, 成果指標) with data for 29, 30, 01, 02, 03 years.

Table for (3) 投入量 (事業費) の推移. Includes sub-tables for 事業費 (国庫支出金, 県支出金, etc.) and 人員 (正規職員従事人数).

Table for 事業費の内訳. Columns for 30年度事業費実績 (千円) and 01年度事業費予算 (千円).

Table for (4) 当該年度の実施内容. Columns for 01, 02, 03年度の事業内容. Includes a note about entering content by year and a list of main activities.

事務事業名	都市計画法に基づく開発許可等の経由および相談	事務事業No.	50104000760	所属課	都市整備課
-------	------------------------	---------	-------------	-----	-------

【Do】 1. 事務事業の現状把握(その2)

(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか? 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか? 県事務処理特例条例の施行に伴ってH12年から開始された。近年、事前相談の内容が高度化してきている。 H31年4月1日付で開発許可等の権限移譲を受けたことから、同年3月31日付で本事務事業は停止されている。
(6) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者)からどんな意見や要望が寄せられているか? 申請者又はその代理人(建築士・行政書士等)から事務の簡素化や迅速化の要望が寄せられている。
(7) 前回の事務事業評価に対する改革・改善の具体的内容
現状維持

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評価項目	
目的妥当性	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか?) <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 良質な宅地水準を確保することは、第2次総合計画(前期基本計画)に掲げる「快適な暮らしのまちづくり」を実現させる上で不可欠であり、政策体系との整合は図られてきた。
目的妥当性	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?) (法定受託事業はその名称) <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地がある 県事務処理特例条例で市の事務事業と規定されてきたが、H31年4月1日付で開発許可等の権限移譲を受けたことから、同年3月31日付で本事務事業は停止されている。
有効性	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?) <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない 都市計画法及び県事務処理特例条例に基づき、適正に処理してきた。
有効性	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?) <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 県事務処理特例条例で市の事務事業と規定されており、廃止できなかったが、H31年4月1日付で開発許可等の権限移譲を受けたことから、同年3月31日付で本事務事業は停止されている。
有効性	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか?(市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合) → 具体的な手段、事務事業名 <input checked="" type="checkbox"/> 余地がない 県事務処理特例条例で市の事務事業と規定されており、他に手段がなかったが、H31年4月1日付で開発許可等の権限移譲を受けたことから、同年3月31日付で本事務事業は停止されている。
効率性	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか?やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか?) <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 主な経費は、職員の人件費であるが、一定の裁量が伴うため、市職員以外での対応は難しく、削減余地は小さかった。なお、事務処理件数に応じて県事務処理特例条例に基づく交付金が県から交付されてきた。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?) <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 開発許可等の申請等に当たっては、県が手数料を徴取し、その一部を県事務処理特例条例に基づき市に交付してきた。したがって、受益者負担は公平・公正であったと考えられる。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	(2) 全体総括(振り返り、反省点) 本事務事業は、都市計画法及び県事務処理特例条例で市の事務事業と規定されてきたものであり、第2次総合計画(前期基本計画)に掲げる「快適な暮らしのまちづくり」を実現させる上で不可欠なものであったが、H31年4月1日付で開発許可等の権限移譲を受けたことから、同年3月31日付で停止されている。
(3) 今後の事業の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止	(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) コスト削減 維持 増加 向上 維持 低下
(5) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策	(6) 事務事業優先度評価結果 成果優先度評価結果 ⑨ コスト削減優先度評価結果 -

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価 課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> C A: 継続(現状維持) B: 継続(改革改善を行う)	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合) 確認欄 確認 H31.4.16 確認しました。
C: 終了、廃止、休止 D: 2次評価へ提出	